

# 神美コミュニティ規約

平成29年2月5日  
規約第 1 号

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「神美コミュニティ（以下「本会」という。）」と称し、事務所を豊岡市三宅81-1「神美基幹集落センター」内に置く。

(目的)

第2条 本会は、神美地区（以下「地区」という。）住民の生活及び環境に関する共通の課題を解決し、相互扶助と融和精神の醸成に努め、「人づくり・地域づくり」を基に活力あるコミュニティ体制を構築、以って地区のさらなる発展と活動の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解消し、活性化を図るための事業
- (2) 福祉を必要とする会員の生活上の支援に関する事業
- (3) 地区における消防防災、交通安全及び防犯に関する事業
- (4) 会員の健康づくり及びスポーツ・文化行事に関する事業
- (5) 会員の生涯学習、生活間交流及び親睦に関する事業
- (6) その他本会の目的達成するために必要な事業

## 第2章 組 織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区に住所をおく団体及び事業所
- (3) その他会長が必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 部長 5名

2 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において選出する。

2 役員を選出に関する選考基準は、別に定める。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、事務局において行い、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、本会の会計監査を行い、総会で報告する。
- (5) 部長は、担当部会の運営にあたる。

(役員の任期)

第8条 会長及び部長の任期は4月1日から2年間とし、副会長及び監事の任期は1年間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

### 第3章 代議員

(代議員)

第9条 代議員は、行政区の区長を充てる。

(代議員の仕事)

第10条 代議員は、総会又は臨時総会において第13条第4項に規定する事項について審議し、議決に加わる。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第11条 代議員の任期は、4月1日から1年間とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 会議

(会議)

第12条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会
- (4) 運営審議会

(総会)

第13条 総会は、本会の役員、部員及び代議員で、別に示す構成員により開催する。

2 総会は、会長が招集し、議長は出席者の中から選出する。

- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。
- 4 定期総会に付すべき事項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画の策定並びに事業報告に関する事。
  - (2) 予算並びに決算に関する事。
  - (3) 規約及び各種規定の制定、改廃に関する事。
  - (4) 役員及び部員の選任、解任に関する事。
  - (5) その他本会の運営に必要な事。
- 5 総会は、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数をもって議事を決する。なお、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 総会は、事務局係員が議事録を作成し、議長が署名押印する。
- 7 総会は公開とし、会員は傍聴することができる。

(役員会)

第14条 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し開催する。ただし、必要に応じ協力者を加えることができる。

- 2 役員会は、会長が招集し会議を総括する。
- 3 役員会に付すべき事項は、次のとおりとする。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会議決事項の執行及び総会の議決を要しない軽微な事項の執行に関する事。
  - (3) 運営・連絡・その他諸会議に関する事。
  - (4) 規定・要領の策定及び改廃に関する事。
  - (5) その他本会運営に必要と認めること。

(部会)

第15条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会は、部長が招集する。
- 4 部会は、次のとおりとする。
  - (1) 振興部会
  - (2) 福祉部会
  - (3) 防災・防犯部会
  - (4) スポーツ・文化部会
  - (5) つながるカフェ部会

## 第5章 部活動

(副部長)

第16条 部活動の中で、部長が特に必要と認めるときは、副部長をおくことができる。

- 2 副部長は、部員の中から選出することとし、任期は部員の任期に準じる。

(部員)

第 17 条 部員は、行政区から選出された者及びコミュニティ協力者として応募し登録された者をもって充てる。

2 部員の任期は 4 月 1 日から 2 年間とし。再任することができる。ただし、補欠補充の部員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 コミュニティ協力者の運用及び活動については別に定める。

(部活動)

第 18 条 部は、地区内の実態を把握しつつ活動体制を確立し、第 3 条に定める事業に基づき、次の部活動を行う。

(1) 振興部 地区の魅力や課題を発掘し、即時又は中長期的計画をもって改革及び活性化対策を検討する。

(2) 福祉部 高齢者や児童などの身近な問題を発見し、地区ぐるみで支える仕組みを構築する。

(3) 防災・防犯部 区及び関係機関が連携して地区の消防防災の備えを強化すると共に、交通事故の防止及び犯罪防止など、安全安心の体制を構築する。

(4) スポーツ・文化部 スポーツを通して地区住民の心身の健康を促進すると共に、文化的事業を実施して地区の伝統文化を伝承し活性化を図る。

(5) つながるカフェ部 日々の生活から課題を発見して地区の環境づくりを行うと共に、行事を通して相互に交流し親睦し、信頼感を醸成して繋がりを深める。

2 部活動の要領については別に定める。

## 第 6 章 総 務

(事務局)

第 19 条 本会の事務を処理するため事務局を置き、会長が総理する。

2 住民の生涯学習及び人材育成研修などを通して個人の知識や技能を習得し、合わせてネットワークを構築する。

(職員)

第 20 条 本会の事業運営及び企画、活動を円滑にするため、事務局に次の職員を置く。

(1) 非常勤特別職員 (会長)

(2) 毎日勤務職員

(3) 日々勤務職員

2 事務局の事務処理及び管理については、別に定める。

(任用・報酬・服務)

第 21 条 役員及び事務局職員の任用及び報酬並びに服務に関する取り扱いについては別に定める。

(福利厚生)

第 22 条 本会は、会員の相互共助及び親睦融和を図るため互助制度を設置する。

- 2 表彰及び慶弔並びにその他福利厚生に関する取り扱いについては、別に定める。

## 第7章 財 務

(財務事務)

第23条 本会の運営に関する会計事務、契約事務及びその他の財務事務については、別に定める。

(経費)

第24条 本会の運営に関する経費は、補助金、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第25条 本会の事業年度・会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 運 営 審 議 会

(コミュニティ運営審議会)

第26条 本会の目的遂行と企画する事業の適正化を図るため、本会にコミュニティ運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員は、会員の中から会長が委嘱する。
- 3 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、4月1日から2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

## 第9章 そ の 他

(規定)

第27条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年2月5日から施行し、適用する。
- 2 この規約は、平成31年4月1日から施行し、適用する。
- 3 この規約は、令和6年4月1日から施行し、適用する。